

調べる会 冬の研究会

主催 ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会

日時 2016年 1月30日(土) 31日(日)

場所 埼玉大学大宮サテライト教室 (JR大宮駅西口から徒歩5分)

〒330-8669

さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル5階

電話：048-647-4323

参加費 1000円 (学生は無料)

会員であるかないかに関わらず、どなたでも参加いただけます。

1月30日 13:00～17:00

講演 講師 世取山洋介氏(新潟大学)

「教育条件整備法制の具体像についての構想(仮題)」

ワークショップ 「作ってみよう私の県の教育条件総括表」 + 基礎講座

○ 2010年度と2011年度の比較 (東日本大震災の前と後)

○ 公文書から自分の都道府県データを調べます。

1月31日 9:00～16:00

研究発表と交流(予定)

埼玉県臨時教職員制度の改善をすすめる会の活動報告

非常勤講師増加の状況と要因 山崎洋介

愛知県における「市」による少人数学級 鈴木つや子

教職員定数と学校統廃合 - 京都の場合 今福志枝

* 会員内外の研究報告者を募集します。

報告用資料は、各自のご負担で20部程度をご準備ください。

報告希望の方は、下記までお知らせください。

参加等申込み先 ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会 事務局 山崎洋介

TEL 090-3162-7610 FAX 0774-73-2513 Eメール
shiraberukai@ae.auone-net.jp

そろそろ教育条件整備法制案づくりにとりかかろう！

保育所増設を求める運動に「小学校に待機児童はいません」というスローガンがあるという。確かに、どんな離島や山間部の小さな自治体の小学校でも、入学を待機させられている児童の話は聞いたことがない。校区にたった一人でも児童・生徒がいれば、校長と担任教員の少なくとも二人分の教員人件費が国によって保障されてきたのである。それには、戦後の義務教育費国庫負担制度の果たしてきた役割が大きい。

この制度の中核をなす法律は、義務教育費国庫負担法（1952年）と、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（1958年）である。両法は、「義務教育水準の維持向上に資する」ことを目的（1条）として制定されて、事実上我が国の義務教育のナショナル・ミニマム（国家最低限保障）基準法として作用してきた。また、市町村立学校職員給与負担法（1948年）により、市町村立小・中学校等の教職員の給与を、県費負担とすることによって、財政保障をより安定的なものとして、教育の機会均等の実現に寄与してきた。

ところが、近年の新自由主義的教育政策の進行により、これらの制度が大きく改変され、義務教育におけるナショナル・ミニマムの保障と教育の機会均等が揺らいでいる。

今、子育て・教育現場に真に必要とされているものは、子育て・教育にたずさわる者が「愛と情熱」を十分に発揮するための「カネとヒト」だ。大幅な教育費の増額と正規教職員の増員こそが求められている。ところが、国も地方も、財政難を理由にそれらを減らし続け、子育て・教育現場には「愛と情熱」を要求するばかりだ。

日本の抜本的な教育条件改善のためには、義務教育費国庫負担制度を発展させ、教育現場の「必要充足」を原則とする最低基準を定めた教育条件基準法と、政権や財政当局に介入を受けずに財政支出を確実に保証する教育財政制度を、教育のあらゆる場面に則して制定・整備させることが必要である。

私たちは、各地の教育条件の実態の調査研究をもとに、この教育条件整備法制の具体的なあり方を研究し、草案を提起したいと考えている。しかし、私たちの力量では困難である。幅広い研究と運動の共同がどうしても必要だ。

私たちは、全国各地で子育て・教育に奮闘されているみなさんに、新自由主義的教育政策への対案としての、「教育条件整備法制の草案づくり」を呼びかけたい。子どもにとって必要不可欠な具体的な教育条件の研究と、国民的合意形成、その財政保障制度の研究と実現のための運動を交流し、幅広い共同によって新しい日本の教育条件整備法制を創りあげよう。

みなさんのご意見と参画を期待しています。